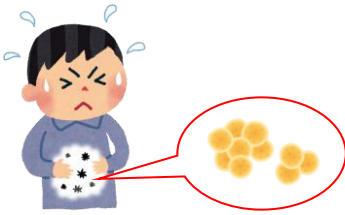


8月は「食品衛生月間」です！

細菌性食中毒の発生は夏場に集中しています。

次の6つのポイントを守って
食中毒を予防しましょう！！



1 食品の購入

- ・ 消費期限をチェック
- ・ 冷蔵、冷凍の必要な食品は最後買って、すぐに持ち帰る

2 家庭での保存

- ・ 冷蔵庫の詰めすぎに注意！目安は7割
- ・ 肉や魚は汁が漏れないように包んで保存
- ・ 冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に

3 下準備

- ・ 食品の解凍は冷蔵庫か電子レンジで
- ・ 小まめに手を洗う
- ・ 包丁、まな板などの調理器具、ふきんは洗って消毒

4 調理

- ・ 十分な加熱を（75℃で1分以上）
- ・ 調理を途中でやめるとき、食品は冷蔵庫に保存
調理の再開時は、あらためて十分に加熱

5 食事

- ・ 調理した食品は長時間室温放置しない
- ・ 食事の前に手洗
- ・ お刺身は冷蔵庫から出して2時間以内に食べる

6 残った食品

- ・ 保管をする食品は、早く冷えるように小分けし、
冷蔵庫等で保管
- ・ 温め直すときは十分に加熱（75℃で1分以上）
- ・ 少しでも怪しいときは、思い切って捨てる

県では、8月の食品衛生月間期間中、県内各地域において、一般社団法人岩手県食品衛生協会や関係団体等とともに、食中毒予防の普及啓発活動を行います。

詳細は、県民くらしの安全課または最寄りの保健所にお問い合わせください。

◇お問合せ先 岩手県 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 （電話 019-629-5385）

中小企業者等事業継続緊急支援金（令和5年度事業）のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の経済への影響が終息しつつある中、売上減少の状況が回復しておらず、エネルギー類の価格高騰や円安等により、大きな影響を受けている中小企業者等に対して、エネルギー類に係る経費負担の一部を軽減することにより事業継続に役立てていただくことを目的として支援金を支給します。

令和5年3月20日（月曜）から6月20日（火曜）まで申請を受付けていた「中小企業者等事業継続緊急支援金」を受給された方も、下記の支給要件を満たす場合には申請が可能です。

【 概要 】

下記は本支援金の概略であるため、申請に当たっては、必ず募集要項をご確認ください。

1 支給対象者

県内に本店所在地（個人の場合は住所）がある中小企業者等

（注）以下に該当する事業者は対象となりません。

- ・大企業及びみなし大企業
- ・農林漁業収入を主とする事業者
- ・政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- ・その他支給要件を満たさない事業者

2 主な支給要件

（1）売上減少

令和5年4月から令和5年9月までの期間のうち、いずれか一月の売上が平成31年4月から令和4年9月までの中の任意の年の同月と比較して20%以上減少していること

（2）エネルギー価格の上昇

売上が減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が令和3年同月の単価と比較して増加していること

（3）事業継続

申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること

3 支給額

事業者単位に定額を支給します。（店舗等の事業所単位ではありません。）

- ・法人等（1事業者当たり） 15万円
- ・個人事業者（1事業者当たり） 7.5万円

4 申請受付期間

令和5年8月7日（月曜）から11月30日（木曜）まで

（注）当日消印有効

5 お問い合わせ先

中小企業者等事業継続緊急支援金事務局

電話番号：019-653-3595（平日9時30分～17時00分）

（注）土・日・祝日を除く

出前講座のご案内【派遣無料】

消防安全課では、県内の自治会、老人クラブ、学校、企業などが開催する研修会などに講師を派遣し、防犯や特殊詐欺防止、犯罪被害者支援等に関する講座を行っています。

講師派遣に関する費用は一切かかりません。ぜひ、ご活用ください。

費用など

無料です。ただし、会場は申込者においてご用意願います。県内どこへでも行きます。

実施日・時間

平日 午前10時ころから午後5時ころまで
20分から45分程度

講座内容

特殊詐欺被害防止、防犯パトロール、犯罪被害者支援等に関すること

その他

「出前講座申込書（県ホームページ参照）」に必要事項を記入の上、郵送、ファックス又はメールで消防安全課にお申し込みください。



セーフティいわて あんあん

【お問合せ先・申込先】

〒020-8570 盛岡市内丸10-1
復興防災部消防安全課県民安全担当
電話：019-629-6871 FAX：019-629-5174
E-mail：AJ0010@pref.iwate.jp



出前講座 HP

見守り 新鮮情報

新聞の**折込広告**で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に**注文**の**電話**をした。その際「目に良いサプリメントの**サンプル**を送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、

拡大鏡が「プレゼント」、
サプリメントが
約3千円と記載
されていた。その後
2カ月連続、同じ
サプリメントが**届いた**の
で、おかしいと思い「明細
書兼請求書」を改めて
確認すると「**1年定期**」
と記載があった。注文
した覚えはない。

(80歳代)

サンプルじゃないの!?



©Kurosaki Gen

サンプルのはずが 意図せぬ定期購入に

ひとこと助言

よく確認して



見守るくん

- 新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。
- たとえサンプルであっても注成品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第447号（2023年3月28日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）

